

サニーサイドホスピタルデイケアセンター

<指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション> 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人仁寿会が開設するサニーサイドホスピタルデイケアセンター(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 サニーサイドホスピタル デイケアセンター
- 二 所在地 多治見市小名田町西ヶ洞1-325

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 医師1名(常勤1名)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

- 二 理学療法士 5名(常勤3名、非常勤2名)

理学療法士は、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

- 三 作業療法士 3名(非常勤3名)

作業療法士は、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

- 四 言語聴覚士 2名(非常勤2名)

言語聴覚士は、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

- 五 看護職員 3名(非常勤3名)

看護職員は、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護通所リハビリテーション計画に基づき、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

- 六 介護職員 8名(常勤7名 非常勤1名)

介護職員は、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護通所リハビリテーション計画に基づき、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

七 支援相談員 1名（非常勤1名）

支援相談員は、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護通所リハビリテーション計画に基づき、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

八 管理栄養士 1名（非常勤1名）

管理栄養士は、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護通所リハビリテーション計画に基づき、指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

単位1

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、年末年始を除く。
- 二 営業時間 午前9時～午後5時
サービス提供時間 午前9時～午後5時

単位2

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、年末年始を除く。
- 二 営業時間 午前9時10分～午前10時30分
サービス提供時間 午前9時10分～午前10時30分

単位3

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、年末年始を除く。
- 二 営業時間 午前10時40分～午前12時
サービス提供時間 午前10時40分～午前12時

（利用者の定員）

第6条 利用者の定員は次のとおりとする。

- 単位1 30人
単位2 5人
単位3 5人

（指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防リハビリテーション
- 二 居宅と事業所間の送迎
- 三 食事の提供
- 四 入浴介助
- 五 リハビリテーションマネジメント
- 六 個別リハビリテーション
- 七 栄養マネジメント・栄養改善
- 八 口腔機能向上

九 アクティビティ実施

十 事業所評価

- 2 指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときあるときは、その1割の額とする。
- 3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
- | | | | | |
|---|-------|----------|-------|------|
| 一 | 日用品費 | 100円 | | |
| 二 | 教育娯楽費 | 200円 | | |
| 三 | 食材料費 | 700円 | | |
| 四 | おむつ代 | リハビリパンツM | 1枚につき | 93円 |
| | | リハビリパンツL | 1枚につき | 103円 |
| | | 尿取りパットM | 1枚につき | 31円 |
- 五 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の事業実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、多治見市、可児市の一部とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第9条 利用者が指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
 - 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（非常災害対策）

- 第10条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。
- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
 - 二 消防設備、施設等の点検及び整備
 - 三 従業者の火気の使用又は取扱に関する監督
 - 四 その他防火管理上必要な業務

（苦情処理）

- 第11条 管理者は、提供した指定居宅通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（緊急時における対処方法）

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月間
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人仁寿会と持業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年6月1日から施行する。